

令和8年度 就学援助制度について



伊平屋村では、小・中学校へ通う子どもの保護者のうち、経済的理由により学用品費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。

1. 援助の対象

伊平屋村に居住し、村立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方。

- ・ 現在、生活保護を受給中の世帯
- ・ 生活保護の停止または廃止になった世帯
- ・ 市町村民税が非課税の世帯
- ・ 生活保護受給世帯に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる世帯 など

2. 申請に必要な書類

- ① 申請書（学校の事務室または教育委員会にて配布。村 HP からダウンロード可）
- ② 振込口座用の預金通帳またはキャッシュカードのコピー（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等の記載があるページのコピー）

3. 申請期間・申請方法等

申請は
お早めに!



申請期間	申請方法	審査結果の通知時期
令和8年3月2日 ～令和8年3月16日	必要書類を学校事務室または教育委員会へ提出。	令和8年4月 予定

4. 援助対象となるもの

支給費目

- 学用品費 ○通学用品費
- 新入学学用品費 ※新1年生で入学前支給有り

※入学前に新入学学用品費の支給を受けた方は、入学後の支給はありません。

4. お問い合わせ先

伊平屋村教育委員会 担当：教育総務係 岸本 TEL：0980-46-2003